

(租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十六条 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十  
六号)の一部を次のように改正する。

附 則

(所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第八条 前条の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号)第十条の規定による改正後の租税特別措置法(次項において「平成二十六年新租税特別措置法」という。)第十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項			
第三項	第二項	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略

2 前条の規定の適用がある場合で、かつ、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第号)第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この項において「平成二十六年新震災特例法」という。)第十条の二から第十条の三までの規定の適用がある場合における平成二十六年新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、前項及び平成二十六年新震災特例法第十条の四第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる平成二十六年新租税特別措置法第十条の六の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	
省 略	省 略
省 略	省 略

附 則

(所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第八条 前条の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条の規定による改正後の租税特別措置法(次項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。)第十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同 上			
同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上

2 前条の規定の適用がある場合で、かつ、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この項において「平成二十五年新震災特例法」という。)第十条の二から第十条の三までの規定の適用がある場合における平成二十五年新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、前項及び平成二十五年新震災特例法第十条の四第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる平成二十五年新租税特別措置法第十条の六の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同 上	
同 上	同 上
同 上	同 上

第三項	第二項	第一項
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

(沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第二十二条 旧租税特別措置法第四十二条の十第一項の承認経営革新計画に係る承認を施行日前に受けた法人が平成二十五年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する経営革新設備等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法(平成二十六年法律第号)の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上
所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第号)第十条の規定による改正後の租税特別措置法(第五項において「新租税特別措置法」という。)第四十二条の四	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条の規定による改正後の租税特別措置法(第五項において「新租税特別措置法」という。)第四十二条の四	同上	同上	同上	同上

(沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第二十二条 旧租税特別措置法第四十二条の十第一項の承認経営革新計画に係る承認を施行日前に受けた法人が平成二十五年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する経営革新設備等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十項		第九項						第五項	第四項			
省略	省略	省略	省略	省略	項 四 項、 次 条第 五 項	第四十二 条の六 前 条第 五 項、 前 条第 五 項、 次 条第 五 項	省 略	省 略	省 略	省 略	第三項 及び第五項、前 条、次 条第二項 第三項及び第 五項並びに第 十二條の十二	第四十二條の六 第二項、第三項 及び第五項、前 条、次 条第二項 第三項及び第 五項並びに第 十二條の十二
省略	省略	省略	省略	省略	第四十二 条の六 前 条第 九 項、 第四十二 条の十 二 項、 第三 項及 び第五 項、 第 四十二 条の十一 第二 項、 第三 項及 び第五 項、 第 四十二 条の十二 的 二 項、 第 四十二 条の十二 的 三 項及 び第五 項、 第 四十二 条の十二 的 五 第七 項及 び第八 項	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	第四十二條の六第七項から第九項まで 及び第十二項、第四十二条の九、第四十二條の十 十二條の十第二項、第三項及び第五項 第四十二條の十一第二項、第三項及 び第五項、第四十二條の十二、第四十二 条の十二の二第二項、第四十二条の 十二の三第二項、第三項及び第五項、 第四十二條の十二の四並びに第四十二 条の十二の五第七項及び第八項	

同上		同上						同上	同上		
同上	同上	同上	同上	同上	前 条第 四 項、 次 条第 五 項	前 条第 四 項、 次 条第 五 項	同上	同上	同上	同上	前条、次条第二 項、第三項及び 第五項並びに第 四十二条の十二
同上	同上	同上	同上	同上	五 項	第四十二 条の九第四 項、第四十二 条の十一第五 項、第四十二 条の十二的三 項	同上	同上	同上	同上	第四十二条の九、第四十二条の十一第 二項、第三項及び第五項、第四十二 条の十二、第四十二条的十二的二第二 項、第四十二条的十二的三第二項、第三 項及び第五項並びに第四十二条的十二 的四

	第十一項
省略	省略
省略	省略

前項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「平成二十六年新租税特別措置法」という。）第四十二条の四（平成二十六年新租税特別措置法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の九から第四十二条の十二の五まで、第六十二条及び第六十二条の三（平成二十六年新租税特別措置法第六十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、平成二十六年新租税特別措置法第四十二条の四第一項中「並びに同法」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十二第一項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十六年新租税特別措置法第四十二条の五第二項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十二第一項、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第四十二条の十二の四第一項及び第四十二条の十二の五第七項中「並びに法人税法」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十六年新租税特別措置法第六十二条第六項第二号中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「法人税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第号）第十条の

前項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。）第四十二条の四（平成二十五年新租税特別措置法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の九、第四十二条の十一から第四十二条の十二の四まで、第六十二条及び第六十二条の三（平成二十五年新租税特別措置法第六十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、平成二十五年新租税特別措置法第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十二第一項、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項及び第四十二条の十二の四第一項中「並びに法人税法」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十五年新租税特別措置法第六十二条第六項第二号中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「法人税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十二条第一項並びに法人税法」とする」と、平成二十五年新租税特別措置法第六十二条の三第十一項第二号中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定による改正前の租税特別措置法第六十二条第一項並びに法人税法」とする」と、平成二十五年新租税特別措置法第六十二条の三第十一項第二号中

規定による改正後の租税特別措置法第六十二条第一項並びに法人税法」とする」と、平成二十六年新租税特別措置法第六十二条の三第十一項第二号中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとする同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号における「旧効力措置法」という。）第四十二条の十」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「法人税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法第六十二条の三並びに法人税法」とする」とする。

### 3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十

七条の二から第十七条の三の三までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

			第十七条 の二第二 項	省 略
とする	同法第四十二条 の四第一項	第四十二条の十 二の五まで	第四十二条の十 二の五まで並びに旧効 力措置法第四十二条の十	第四十二条の十 二の五まで
と、旧効力措置法第四十二条の十第二 項中「法人税法」とあるのは「東日本 大震災の被災者等に係る国税関係法律 の臨時特例に関する法律（平成二十三 年法律第二十九号）第十七条の二第二 号）」	租税特別措置法第四十二条の四第一項			

法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「法人税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十二条の三並びに法人税法」とする」とする。

### 3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二から第十七条の三の三までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

			同 上	
同 上	同 上	第四十二条の十 二の四まで	第四十二条の十 二の四まで並びに旧効 力措置法第四十二条の十	第四十二条の十 二の四まで
同 上	同 上			

項及び第三項並びに法人税法」とする

項 の 三 第六	第 十七 条	項 の 三 第一	第 十七 条	第 十七 条	第 十七 条	第 二 項	第 十七 条	第 二 項	第 十七 条	第 二 項	第 十七 条	第 二 項
省略	及び第四十二条の十二の五	省略	省略	省略	第四十二条の十 二の五まで	省略	省略	省略	第四十二条の十 二の五まで	省略	省略	省略
省略	及び第四十二条の十二の五並びに旧効力措置法第四十二条の十	省略	省略	省略	第四十二条の十二の五まで並びに旧効力措置法第四十二条の十	省略	省略	省略	第四十二条の十二の五まで並びに旧効力措置法第四十二条の十	省略	省略	省略

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	及び第四十二条の十二の三	同上	同上	同上	第四十二条の十 二の四まで	同上	同上	同上	第四十二条の十 二の四まで	同上	同上	同上
同上	及び第四十二条の十二の三並びに旧効力措置法第四十二条の十	同上	同上	同上	第四十二条の十二の三並びに旧効力措置法第四十二条の十	同上	同上	同上	第四十二条の十二の三並びに旧効力措置法第四十二条の十	同上	同上	同上

(法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置) 第二十三条 前条第一項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第号)第十条の規定による改正後の租税特別措置法(次項において「平成二十六年新租税特別措置法」という。)第四十二条の十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第五項		第三の三	第十七条 の三の三 第一項	第十七条 の三の三 第一項		第十七条 の三の二 第五項		第十七条 の三の二 第一項		第十七条 省 略	
省 略	省 略	及び第四十二条の五	省 略	省 略	省 略	及び第四十二条の五	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	力措置法第四十二条の十	及び第四十二条の十二の五並びに旧効力措置法第四十二条の十	省 略	省 略	及び第四十二条の十二の五並びに旧効力措置法第四十二条の十	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略

(法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置) 第二十三条 前条第一項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条の規定による改正後の租税特別措置法(次項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。)第四十二条の十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同上		同上	同上		同上		同上
同上	同上	及び第四十二条の十二の三	同上	同上	及び第四十二条の十二の三	及び第四十二条の十二の三並びに旧効力措置法第四十二条の十	同上
同上	同上	及び第四十二条の十二の三並びに旧効力措置法第四十二条の十	同上	同上	及び第四十二条の十二の三並びに旧効力措置法第四十二条の十	及び第四十二条の十二の三並びに旧効力措置法第四十二条の十	同上

## 第一項

省 略

省 略

第一項 及び第八項	省 略	省 略	省 略	省 略
及び第八項、旧効力措置法第四十二条 の十第二項、第三項及び第五項並びに 震災特例法第十七条の二第二項及び第	省 略	省 略	省 略	省 略
第六十八条の十 五の七第一項各号	第六十八条の十 五の六第一項各号	改正法附則第三十四条第一項の規定に より読み替えられた第六十八条の十五 の七第一項各号	改正法附則第三十四条第一項の規定に より読み替えられた第六十八条の十五 の六第一項各号	並びに前条

## 2

前条第一項の規定の適用がある場合で、かつ、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「平成二十六年新震災特例法」という。）第十七条の二から第十七条の三の三までの規定の適用がある場合における平成二十六年新租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、前項及び平成二十六年新震災特例法第十七条の四第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる平成二十六年新租税特別措置法第四十二条の十三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

## 同 上

同 上

同 上

同 上

同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
並びに前条	同 上	同 上	同 上	同 上
並びに前条、旧効力措置法第四十二条 の十第二項、第三項及び第五項並びに 震災特例法第十七条の二第二項及び第	並びに前条、旧効力措置法第四十二条 の十第二項、第三項及び第五項並びに 震災特例法第十七条の二第二項及び第	並びに前条、旧効力措置法第四十二条 の六第一項各号	並びに前条並びに旧効力措置法第四十 二条の十第二項、第三項及び第五項	並びに前条並びに旧効力措置法第四十 二条の十第二項、第三項及び第五項

(沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第三十三条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第六十八条の十四第一項の承認経営革新計画に係る承認を施行日前に受けたものが平成二十五年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する経営革新設備等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において

(沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

て、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

第一項	第二項	第六十八条の九					
第十項	第五項	第四項					
省略	第五項 一 第五項、前条 二 第四項、次条第 三 第六十八条の十 四 第五項、前条 五 第六十八条の十五の四第五項	省略	省略	第六十八条の十 一 第二項、第三 項及び第五項、 前条、次条第二 項、第三項及び 第五項並びに第 六十八条の十五 の二	第六十八条の十一第七項から第九項ま で及び第十二項、第六十八条の十三、 第六十八条の十四第二項、第三項及び 第五項、第六十八条の十五第二項、第 三項及び第五項、第六十八条の十五の 二、第六十八条の十五の三第二項、第 六十八条の十五の四第二項、第三項及 び第五項、第六十八条の十五の五並び に第六十八条の十五の六第七項及び第 八項	所得税法等の一部を改正する法律（平 成二十六年法律第 号）第十条の 規定による改正後の租税特別措置法（ 第五項において「新租税特別措置法」 という。）第六十八条の九	省略
省略	第六十八条の十一 一 第六十八条の十一 二 第六十八条の十二 三 第六十八条の十三 四 第六十八条の十四 五 第六十八条の十五 六 第六十八条の十五的四第五項	省略	省略	第六十八条の十一第七項から第九項ま で及び第十二項、第六十八条の十三、 第六十八条の十四第二項、第三項及び 第五項、第六十八条の十五第二項、第 三項及び第五項、第六十八条の十五の 二、第六十八条の十五の三第二項、第 六十八条の十五の四第二項、第三項及 び第五項、第六十八条の十五の五並び に第六十八条の十五の六第七項及び第 八項	第六十八条の十一第七項から第九項ま で及び第十二項、第六十八条の十三、 第六十八条の十四第二項、第三項及び 第五項、第六十八条の十五第二項、第 三項及び第五項、第六十八条の十五の 二、第六十八条の十五の三第二項、第 六十八条の十五の四第二項、第三項及 び第五項、第六十八条の十五の五並び に第六十八条の十五の六第七項及び第 八項	所得税法等の一部を改正する法律（平 成二十六年法律第 号）第十条の 規定による改正後の租税特別措置法（ 第五項において「新租税特別措置法」 という。）第六十八条の九	省略

て、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同上		同上	同上			同上
同上	前条第四項、次 条第五項	同上	同上	前条、次条第二 項、第三項及び 第五項並びに第 六十八条の十五 の二	第六十八条の十三、第六十八条の十五 第二項、第三項及び第五項、第六十八 条の十五の二、第六十八条の十五の三 第二項、第六十八条の十五の四第二項 、第三項及び第五項並びに第六十八条 の十五の五	所得稅法等の一部を改正する法律（平 成二十五年法律第五号）第八条の規定 による改正後の租稅特別措置法（第五 項において「新租稅特別措置法」とい う。）第六十八条の九
同上	第六十八条の十三第四項、第六十八 条の十五第五項、第六十八条の十五の四 第五項	同上	同上			同上

			第十一項	
			第二編第一章の二及び地方法人税法(平成二十六年法律第二号)	省略
			又は租税特別措置法第六十八条の十四第二項 ついては、同法	省略

又は租税特別措置法第六十八条の十四第二項  
ついては、同法

又は租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)  
附則第三十三条第一項(沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧効力連結措置法」という。)第六十八条の十四第二項  
並びに旧効力連結措置法第六十八条の十四第二項

又は租税特別措置法第六十八条の十四第二項  
ついては、法人税法

又は租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)  
附則第三十三条第一項(沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧効力連結措置法」という。)第六十八条の十四第二項  
並びに旧効力連結措置法第六十八条の十四第二項

		第十一項	
		又は租税特別措置法第六十八条の十四第二項 並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項 ついては、同法	同上
租税特別措置法第六十八条の十四第五項	「租税特別措置法第六十八条の十四第五項」 と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)」附則第三十三条第一項(沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧効力連結措置法」という。)第六十八条の十四第五項	並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項 並びに旧効力連結措置法第六十八条の十四第二項	同上

第十二項				
するほか、同法	「地方法人税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一の十四第五項」	租税特別措置法第六十八条第十項	「租税特別措置法第六十八条第十項」	の十四第三項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「(同法)とあるのは「(法人税法」とする

四第五項	及び租税特別措置法第六十八条第十項
四第五項	及び旧効力連結措置法第六十八条第十項

<p>2 前項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第五項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、「（同法）とあるのは「（法人税法）とするほか、法人税法</p>	
--	--

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。）第六十八条の九（平成二十六年新租税特別措置法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十、第六十八条の十一、第六十八条の十三から第六十八条の十五の六まで、第六十八条の九（平成二十六年新租税特別措置法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、平成二十六年新租税特別措置法第六十八条の九第一項、第六十八条の六十七及び第六十八条の六十八（平成二十六年新租税特別措置法第六十八条の六十九において準用する場合を含む。）の規定の適用については、平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の九第一項、第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第七項、第六十八条の十三第一項、第六十八条の十四第二項、第六十八条の十五第二項、第六十八条の十五の二第一項、第六十八条の十五の三第二項及び第六十八条の十五の四第二项並びに法人税法」と、平成二十六年新租税特別措置法第六十八条の九第一項中「並びに同法」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項並びに法人税法」と、平成二十六年新租税特別措置法第六十八条の十五の五第一五の五第一項中「並びに同法」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の十五の五第一五第一項中「並びに同法」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租

改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十六年新租税特別措置法第六十八条の十五の六第七項中「並びに法人税法」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十六年新租税特別措置法第六十八条の六十七第五項第二号中「第六十八条の十五の七まで」とあるのは「第六十八条の十五の六十五の七まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「法人税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年新租税特別措置法第六号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の六十七第七項並びに法人税法」とする」と、平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の六十八第十一項第二号中「第六十八条の十五の六まで」とあるのは「第六十八条の十五の六まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の十四第二項並びに法人税法」とあるのは「第六十八条の十五の七まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の六十八並びに法人税法」とする」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第号）第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二から第二十五条の三までの規定の適用については、次の表の上表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第号）第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二から第二十五条の三までの規定の適用については、次の表の上表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十五条 二項 条の二第 二項	第二十五条 二項 条の二第 二項	第二十五条 二項 条の二の 二項	第二十五条 二項 条の二の 二項	第二十五条 二項 条の二の 二項	第二十五条 二項 条の二の 二項	第二十五条 二項 条の二の 二項	第二十五条 二項 条の二の 二項	第二十五条 二項 条の二の 二項
省略	省略	省略	第六十八条の十 五の六まで	省略	とする	同法第六十八条 の九第一項	第六十八条の十 五の六まで	省略
省略	省略	省略	第六十八条の十五の六まで並びに旧効力措置法第六十八条の十四	省略	と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「法人税法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第二十五条の二第二項及び第三項並びに法人税法」とする	租税特別措置法第六十八条の九第一項	第六十八条の十五の六まで並びに旧効力措置法第六十八条の十四	省略

同上	同上	同上	同上	同上	十五項 条の二第 二項	同上	同上	同上
同上	同上	同上	第六十八条の十 五の五まで	同上	同上	同上	第六十八条の十 五の五まで	同上
同上	同上	同上	第六十八条の十五の五まで並びに旧効力措置法第六十八条の十四	同上	同上	同上	第六十八条の十五の五まで並びに旧効力措置法第六十八条の十四	同上

第二十五 条の二の 三第十項	第二十五 条の三第 一項	第二十五 条の三第 六項	第二十五 条の三第 一項	第二十五 条の三第 二第一項	第二十五 条の三第 二第五項	第二十五 条の三第 二第五項	省略	省略	省略	省略	省略	第六十八条の十 五の六まで
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	第六十八条の十五の十 五の六まで並びに旧効
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	第六十八条の十五の六並びに旧効

同上	同上				同上	同上				同上	同上			
同上	第六十八条の十 五の五まで													
同上	第六十八条の十五の五まで並びに旧効													

第二十五 条の三の 三第五項	及び第六十八条 の十五の六	及び第六十八条 の十五の六並びに旧効 力措置法第六十八条の十四
省略	省略	省略

(連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第三十四条 前条第一項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第号)第十条の規定による改正後の租税特別措置法(次項において「平成二十六年新租税特別措置法」という。)第六十八条の十五の七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四項	第三項	第二項	第一項		
省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	及び第八項	及び第八項並びに旧効力措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項	同上

(連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第三十四条 前条第一項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条の規定による改正後の租税特別措置法(次項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。)第六十八条の十五の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同上	同上	同上	同上		
同上	同上	同上	並びに前条	並びに前条並びに旧効力措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上

(連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

2 前条第一項の規定の適用がある場合で、かつ、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第号)第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法

2 前条第一項の規定の適用がある場合で、かつ、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以

律（以下）の項において「平成二十六年新震災特例法」という。）第二十五条の二から第二十五条の三の三までの規定の適用がある場合における平成二十六年新租税特別措置法第六十八条の十五の七の規定の適用については、前項及び平成二十六年新震災特例法第二十五条の四第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる平成二十六年新租税特別措置法第六十八条の十五の七の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四項	第三項			第二項	第一項		
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	及び第八項	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	及び第八項、旧効力措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の二の三第二項及び第三項並びに第二十五条の三から第二十五条の三の三まで	省略	省略

下この項において「平成二十五年新震災特例法」という。）第二十五条の二から第二十五条の三の三までの規定の適用がある場合における平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の十五の六の規定の適用については、前項及び平成二十五年新震災特例法第二十五条の四第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の十五の六の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同上	同上			同上	同上		
同上	同上	同上	同上	同上	並びに前条	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	並びに前条、旧効力措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の二の三第二項及び第三項並びに第二十五条の三から第二十五条の三の三まで	同上	同上